

20
五

總長 次長

第一方針

兒童疎開強化要綱(案)

中等校ノミ

又 昭二〇、三、九

0832

昭和二十年年度學童集團疎開繼續ニ關シテハ本年一月十二日閣議決定ヲ經
タル應具ノ後ノ戰局ノ推移ニ鑑ミ左ノ要領ニ依リ學童疎開ノ徹底強化ヲ
圖ルトス

二 要領

一 現下ノ戰局ニ鑑ミ防空防衛上ノ見地ヨリ學童ノ疎開ヲ必要トスル地域
及疎開受人ニ適當ナル地域ニ關シ關係各等協議ノ上基本計畫ヲ樹立ス
ルトス

三 學童疎開ヲ實施スル地域ヲ中地域及乙地域ニ加テ中地域ニ於テハ徹底

的ナル疎開ヲ實施セシムルコトトシ乙地域ニ於テハ概不現在行ヒツ

アル程度ノ疎開ヲ實施セシムルトス

三 中地域ニ於ケル初等科第三學年乃至第六學年兒童ハ概力縁故疎開ヲ爲
サシメ之ヲ爲シ得サルモノニ付テハ集團疎開ノ方法ニ依リ全員ヲ疎開
セシムルトス

勅令

四 甲地域ニ於ケル初等科第一學年及第二學年兒童ハ強力ナル働働ニ依リ

緣故疎開ヲ實施セシムルナトス緣故疎開ヲ爲シ得ザルナトシテ

ハ學校ニ於ケル授業ハ之ヲ行ハザルナリ實情ニ應ジ適當ナル方法ニ於テ

訓育ヲ主トスル教育ヲ繼續スル方途ヲ講スルナトス但シ保護者ノ申

出アリ且當該都府縣ニ於テ適當ト認メタルトキハ集團疎開ヲ爲サシメ

得ルナトス

五 甲地域ニ於ケル高等科兒童ニ付テハ緣故疎開ヲ爲サシムルコトトシ之

ヲ無シ待サレヤイコ付テハ男子兒童ハ疎開トシテ疎開ヲ兼テ職業指導

等ニ勤勞勤員スルヤイコトシ女子兒童ハ實情ニ應ジ適當ナル場所ニ於テ

職業ニ勤勞ニ服セシムルナトス

六 甲地域ニ於ケル國民學校ノ校舍ハ學務室等所要ノ一部ヲ除キ部隊ノ駐

在其ノ他緊急ナル用途ニ轉用スルナトス

七 甲地域及乙地域ハ關係各省ト協議ノ上文部大臣之ヲ指定シ其ノ範圍ハ

實情ニ即シ逐次之ヲ擴張スルナトス尙疎開受人地域ニ付テハ集團疎

聞ノ場合ハ勿論緣故疎弊ノ場合ニ於テモ茲條各管ト協同ノ上文編大
臣ニ於テ大体ノ範圍ヲ指示スルモノトス

七

入集疎院児童ハ地方ノ實情ニ即シ農耕作業、家畜ノ飼育、薪炭ノ生
産等ヲ爲サシメ食糧、燃料其ノ他生活必需物資ノ自給ニ資セシムル
モノトス

八

疎院児童受入府縣ヲシテ集疎院疎院児童ニ對スル教育養護ノ協力ヲ一
層徹底セシムルト共ニ緣故疎院児童ニ對スル受入施設ニ付テモ亦之
ヲ整備セシムル措置ヲ講ズルモノトス

九

Vertical redaction bars covering text.

本要

總論ニ件々豫算的措置ヲ講ズルモノトス
別途必要ナル

備考

〇

(一) 現在ノ集疎院受入地ニシテ防空防備上不適當ト認めルニ和リタ
ルモノアルトキハ之ガ再疎院ヲ實施スルモノトス

0834

(一) 本村ノ國民學校高等科兒童ヲ被村ヲ離レ疎離地帯ノ工場ニ雇勞勤
員スルコトハ原則トシテ之ヲ收止ム

現ニ勤員サレ居ル者ハ保護工場ノ生計ノ關係ヲ考慮シテ、選次之
ヲ斷村セシメ疎離地帯ニ從ハシムルモノトス。疎離地帯ノ關係科
兒童ニシテ親ニ勤業サレ居ル者ニ對スル第五項ノ措置ニ付テ亦右
ノ準ス。

(二) 至急等敵ノ行爲ニ因ル難狀兒童ニシテ樂岡疎離ニ該當スルモノア
ルトキハ其ノ保護者ノ申出ニ依リ其ノ學童ノ在學スル國民學校ノ
集會疎離ニ急速ニ參加セシムルモノトス但シ該故疎離ヲ希望スル
モノニ對シテハ權力之が便宜ヲ圖ルモノトス

(三) 本年一月十二日ノ閣議決定ニ於テハ學童疎離實施期間ハ之ヲ昭和
二十一年三月迄延長スルコトトナリ居ルモ該局ノ推移ニ依リテハ
更ニ之ヲ延長スルモノトス

0835